

# 「学校いじめ防止基本方針」

千葉県立船橋高等学校（全日制）

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大に危険を生じさせる恐れがある、まさに人権に関わる重大な問題である。すべての生徒の学校生活が有意義で充実したものにするためには、安全で安心して学べる環境づくりが必要である。

いじめへの対応はいじめ防止対策推進法を遵守し、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決を図るとともに、保護者等には正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒会の代表、地域住民などの参加を図る。

学校として教育活動のすべてにおいて、生命や人権を大切にする精神を育成し、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に対して毅然とした姿勢で対応することが大切である。

本校では、生徒一人ひとりの多様な個性を尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ◇ 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ◇ わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめの防止等のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 全構成員（14名）

校長，教頭（2名），生徒指導主事，各学年主任，生徒部生活指導課長，  
生徒部保健課長，生徒会指導課長，養護教諭（2名），人権委員会委員長，  
道徳教育推進委員会委員長  
必要に応じて，スクールカウンセラー，当該学級担任・部活動顧問等，警察，  
学校医等とする。

#### (3) 日常的業務における協議

教頭（2名），生徒指導主事，各学年主任，生徒部生活指導課長，  
生徒部保健課長，生徒会指導課長，養護教諭（2名），人権委員会委員長，  
道徳教育推進委員会委員長

#### (4) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

校長，教頭（2名），生徒指導主事，各学年主任，生徒部生活指導課長，  
生徒部保健課長，養護教諭（2名），関係学級担任  
その他必要に応じて，部活動顧問等

#### (5) 重大事態の場合

県教育委員会と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

#### (6) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定（主体：本委員会）

イ いじめの未然防止・早期発見

（主体：本委員会，道徳教育推進委員会，生徒会）（アンケート調査：人権委員会）

ウ いじめの対応

（いじめの認定及び指導方法の決定：本委員会）

（事実確認：生徒部生活指導課，指導原案作成：生徒部及び各学年主任・  
関係学級担任）

（いじめ被害者の対応：生徒部保健課）

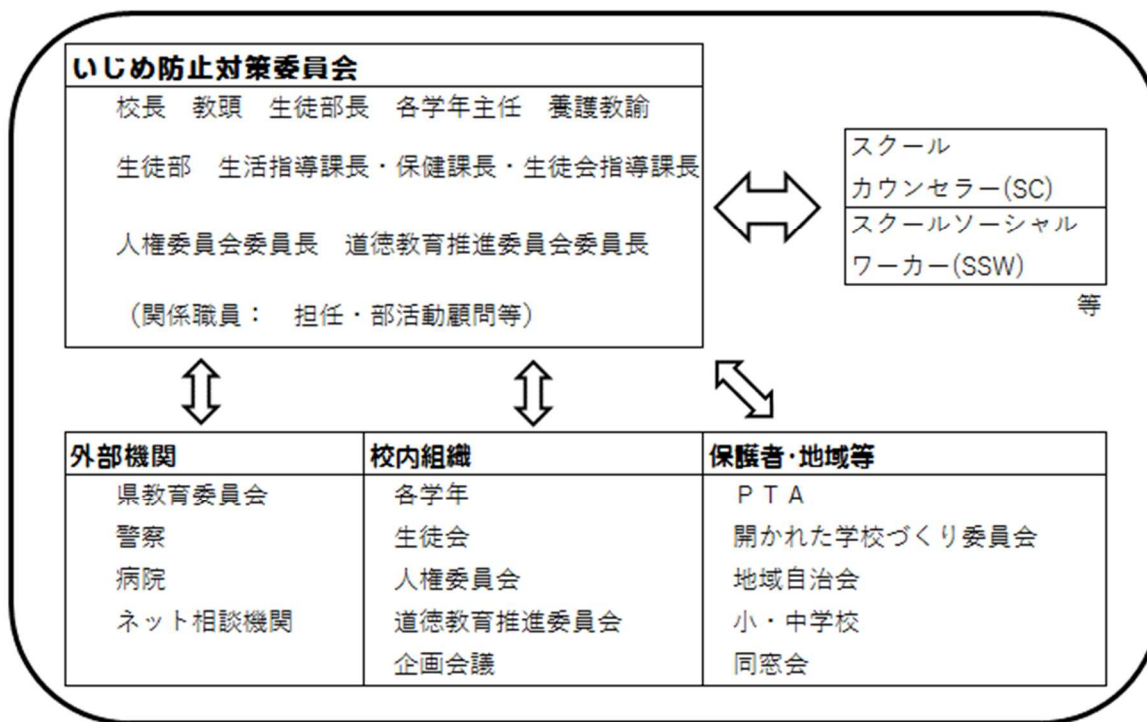
エ 教職員の資質向上のための校内研修

（主体：生徒部保健課，道徳教育推進委員会）

オ 年間計画の企画（主体：本委員会）

- カ 年間計画進捗のチェック（主体：本委員会）
- キ 各取組の有効性のチェック（主体：本委員会）
- ク いじめ防止基本方針の見直し（主体：本委員会）

(7) 組織的対応



4. 年間計画

月	1年	2年	3年	全体
4月	相談窓口の周知			第1回いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認、前年度のいじめアンケート結果の共有等)
	オリエンテーション(コミュニケーション能力の)	面談によって把握された生徒状況の集約		
	面談によって把握された生徒状況の集約			授業公開(保護者対象)
5月	「いのちを大切にするキャンペーン」(LHR)			教育相談研修会(職員対象)
	道徳の時間(LHR)			
6月	文化祭			
7月	「いじめアンケート」調査			第2回いじめ防止対策委員会 (進捗状況の確認、いじめアンケート結果の分析・情報共有等)
	面談週間			
8月				学校説明会

月	1年	2年	3年	全体
9月	「マナーキャンペーン」(LHR)			授業公開(中学生)
	道徳の時間(LHR)			授業公開(中学生)
10月	陸上競技大会			授業公開(授業練習の日)
				授業公開(中学生)
	「いじめアンケート」調査			第3回いじめ防止対策委員会 (進捗状況の確認、いじめアンケート結果の分析・情報共有等)
11月				授業公開(中学生)
	学年行事	修学旅行	学年行事	教育相談研修会(職員対象)
				教育相談講演会(保護者対象)
	合唱祭		面談週間	授業公開(中学生)
				出前授業(社会人)
12月	面談週間			第4回いじめ防止対策委員会 (進捗状況の確認、いじめアンケート結果の分析・情報共有等)
1月	「いじめアンケート」調査			
2月	学校評価アンケート			第5回いじめ防止対策委員会 (いじめアンケート結果の分析・年間取組検証・年間計画作成)
3月				

## 5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、原則として年5回の会議を開催し、取組の進捗状況の確認、いじめの疑いのある行為が発見された場合の対応についての検証、必要に応じた基本方針及び年間計画の見直し等を行う。また、年度末に実施する学校評価アンケートにおいて、いじめ問題への取組を保護者、生徒等で評価する。

## 第2章 いじめ未然防止

### 1. 基本的な考え方

いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。また、学校全体で暴力や暴言を排除する事を念頭に置き、部活動等においても過度の競争意識、勝利至上主義により生徒のストレスを高め、いじめを誘発することのないように注意を払う。日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

### 2. いじめ防止のための体制

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等の体制づくりを行う。

程度の如何を問わず、体罰は痛みや恐怖を与えることで、生徒の行動を抑制、コントロールすることを意図した行為である。他にも、人前で辱めるなど屈辱的な感情を与えたり、無視することで不安をあおったりする行為の場合もある。どの形態の体罰、あるいはそれに類する行為も、生徒を心理的に不安定な状態に追いやり、心と体の調和、すこやかな成長と発達を阻害

するだけでなく、いじめを助長する恐れがある。また、運動部に関しては、「チームのため」という名目の下で、他人への干渉がどうしても出てきてしまう要素があり、そうした中で、運動が苦手な人に対して、チームのためにならない人間だ、というように、集団からのいわれなき攻撃もあり、それがいじめに発展しやすいということもあることを平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

### 3. いじめ防止のための措置

#### (1) 授業改善

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・教員がすべての生徒に「わかる授業」ができる工夫を行い、授業で自己決定の場や自己存在感を与え、共感的人間関係を育む授業を展開する。
- ・生徒による授業アンケート結果や公開授業等を活用し、組織的に授業改善に取り組む。
- ・わかりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換を行っていく。

#### (2) 主体的な活動の推進

「いのちを大切にするキャンペーン」等の活動を通して、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進し、必要に応じて保護者に情報提供を行う。

また、学校行事の実施にあたり、生徒の自発的な活動を促すとともに、生徒が自己理解を図り、自己肯定感が高まるような働きかけを積極的に行う。

#### (3) 人権意識を育てる指導

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### (4) 情報発信及び地域との連携

- ・「いじめ防止基本方針」等の学校の取組等を、学校のホームページや保護者会、開かれた学校づくり委員会などを通じて、保護者、地域等へ情報発信し、意見聴取を行い、より実効性の高い取組とするとともに、意識啓発に努める。なお、学校におけるいじめの相談・通

報窓口としては教頭が対応する。

- ・学校以外の主な相談窓口として、下記の機関を周知する。

◇24時間子供SOSダイヤル（全国共通） 0570-0-78310

◇千葉県子どもと親のサポートセンター（月～金8：30～17：15）

0120-415-446（いじめ相談については、24時間・休日も受付）

◇子どもの人権110番（全国共通）（千葉法務局内 月～金8：30～17：15）

0120-007-110

◇ヤングテレホン（千葉県警察少年センター 月～金9：00～17：00）

0120-783(なやみ)-497(よくなる)

◇千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

◇チャイルドライン千葉（月～土16：00～21：00） 0120-99-7777

- ・学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

#### （5）道徳教育の充実

道徳の授業や日頃の学校生活全般をとおして、規範意識を育て、思いやりや命の大切さ等を学ばせる。県教委作成の資料・DVD等を活用し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育成する。なお、道徳教育の指導計画については、別途定める。

### 第3章 早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめは、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

## 2. いじめの早期発見のための措置

### (1) 教育相談の充実

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針（下記）を明確にし、適切に扱う。
  - ◇ 徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
  - ◇ 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
  - ◇ 細かな点に配慮した対応について具体例を示す。
- ・年間3回の「いじめアンケート」を実施する。その際、ネット上のいじめなどの具体的ないじめ態様の有無を含め、状況把握する。アンケートの結果を受け、必要に応じて迅速に面談を行い、早期に対応する。
- ・変化の見られる生徒にスクールカウンセラーを紹介するなど、様々なアプローチを行う。
- ・生徒がいじめの傍観者にならないよう、いじめについて相談する事や通報することの重要性を指導する。

### (2) 情報の共有化

- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日誌等を活用して交友関係や悩みを把握し、個人面談の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学年会、職員会議、職員研修など教職員全体で共有する。
- ・いじめが認められる場合、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有化、全教職員にも報告する。
- ・スクールカウンセラー、保護者、必要に応じて外部機関とも情報を共有する。

### (3) 教職員の資質能力の向上

- ・いじめの防止、対応や認知能力を高めるため、スクールカウンセラーや外部講師を活用した校内研修を実施する。



## 第4章 早期対応

### 1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒・助けようとした生徒の安全を確保するよう配慮する。

また、教職員は一人で抱え込まず、速やかに教頭及び学年主任等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。

- ・いじめの発見・通報



- ・「いじめ防止対策委員会」において「いじめの認定」について審議する。



- ・生徒部生活指導課が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴取して、いじめの事実の確認を行う。



- ・生徒部及び各学年主任・関係学級担任の会議において、指導原案を作成し、「いじめ防止対策委員会」に提出する。



- ・「いじめ防止対策委員会」において、当該生徒への指導方針を決定する。

#### (1) 関係生徒等への事実確認

- ・生徒部生活指導課が中心となって、個別に関係生徒から事情を聴取し、詳細を記録する（手書き、ワープロでまとめたもの両方）。
- ・関係生徒に「事実確認書」を記載・提出させる。

- ・関係生徒への事情聴取に際しては、聴取時間や聴取場所の環境、休憩・食事時間等について十分配慮する。
- ・関係生徒への事情聴取に際しては、暴言や威圧等の不適切な聴取方法をとらないよう十分配慮する。

#### (2) 指導方針の決定と全教職員と情報共有及び共通理解

- ・生徒部及び各学年主任・関係学級担任の会議において、作成された指導原案を基に、「いじめ防止対策委員会」で当該生徒への指導方針を決定する。
- ・「いじめ防止対策委員会」での集約した情報及び当該生徒への指導方針について、全教職員に報告し、情報の共有化と共通理解を図る。

#### (3) 被害・加害生徒の保護者への事実説明及び指導方針の説明と理解

- ・事実関係を聴取した後は、迅速に被害及び加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・被害及び加害生徒の保護者への事実説明及び指導方針の説明は、直接面会し、より丁寧に行い、理解を求める。

#### (4) 被害生徒のケアと加害生徒への指導とケア（スクールカウンセラー等の活用）

- ・加害生徒を定められた期間、別室指導や家庭謹慎等とすることにより、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、生徒部保健課が中心となって、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。
- ・加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、指導の際は、必要に応じて保護者への助言をするとともに、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にその再発を防止する措置をとる。
- ・加害者の特別指導の際は、学校内で内規を点検し、関係する内容を生徒、保護者に周知する。

#### (5) 県教育委員会、警察、関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、県教育委員会や警察、関係機関等と相談し、対応方針を検討する。

### 3. 「観衆」や「傍観者」の生徒への指導

- ・いじめを見ていたり、同調したりしていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育て

ることを通じて、行動の変容につなげる。

- ・「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ・いじめが認知された際、被害生徒及び加害生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、全教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

#### 4. ネット上でのいじめへの対応

##### (1) 未然防止

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

##### (2) 早期発見

早期発見の観点から、県教育委員会等と連携し、ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

##### (3) 早期対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めするなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 第5章 重大事態への対応

#### 1. 重大事態とは

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 2. 重大事態への対応

《学校内での報告・連絡》 ※緊急時には、臨機応変に対応

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

(学校電話 047-422-2188)

《県教育委員会への報告》

校長 → 学校安全保健課 → 教育長 → 知事

→ 指導課 (二報以後の対応)

一報後、改めて、文書により報告する。

(1) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長の指示の下、学校が主体となって、「いじめ防止対策委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家(スクールカウンセラー及びスーパーバイザー等)を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

(2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関に通報し、適切に援助を求める。

(3) 事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(4) 当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## 第6章 その他

### 1. いじめ防止基本方針の公表

学校は、いじめ防止の取組を理解してもらうため、基本方針をHPで公表する。また、PTA総会等で説明を行う。

### 2. いじめ防止の取り組みについての評価

学校は、毎年、基本方針やいじめ防止の取組について自己評価及び学校関係者評価を適正に行い、必要に応じて見直しを行う。

<附則>

<施行期日>

この基本方針は、平成30年11月29日から施行する。